

男女共同参画のための
第4次品川区行動計画の推進に向けて
(第13期品川区行動計画推進会議報告書)

2012（平成24）年3月
第13期品川区行動計画推進会議

『人権尊重都市品川宣言』

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根つき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

一九九三年四月二八日

品川
区

はじめに

「男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）」のもとで、第13期行動計画推進会議が2010（平成22）年6月発足し、品川区長から、1. 男女共同参画社会の形成に向けた男女共同参画センターの役割について、および2. 「品川区におけるワーク・ライフ・バランス」の進捗状況確認のための指標について、意見を求めるとの諮問を受けました。

本報告書により、この2つの諮問事項について提言を行います。

男女共同参画センターは、1989（平成元）年、婦人センターとして設立されました。品川区婦人問題会議、その後の行動計画推進会議および多くの女性団体の熱意と期待をになって、品川区が、婦人問題解決と女性の社会的地位向上を図る拠点をめざして設立したセンターでした。その後、センターは、「婦人」から「女性」へ、さらに「男女共同参画」へと視点を進化させてきました。その過程で、センターが果たしてきた役割は大きいものでしたが、センターの新たな視点にもとづく役割および機能などが希薄になり、このところ、センターの活気が薄れつつある状況でした。今期の諮問は時宜を得たものであり、あらためて、男女共同参画センターの果たすべき役割および機能について審議し、区民のための男女共同参画センターのあり方について提言しました。

前第12期行動計画推進会議は、「ワーク・ライフ・バランスの推進にあたって実効性のある行政の役割」について提言を行い、今期はその実現をめざして、「進捗状況確認のための指標」について審議しました。2007（平成19）年、政府が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、健康で豊かな生活の時間を確保し、多様な働き方や生き方を選択できる社会の実現をめざし、そのために、有給休暇取得率の引き上げ、女性の継続就業率の向上などの数値目標を行動指針にあげました。

品川区においても、第4次行動計画は、「仕事と生活の調和した社会をめざす」ことを重点的に取り組む施策としました。行動計画推進会議は、仕事と育児、仕事と介護に対する意識などの現状を検討し、ワーク・ライフ・バランスの進捗状況および社会環境の状況について、数量的に測り、分析評価し、計画的かつ実効性が高い施策を策定するために、区民の生活全般に視点を向けた指標を作成して提言しました。

本報告書の提言を、よりよい地域社会の発展のための施策に反映されるように期待するものです。

2012（平成24）年3月

第13期行動計画推進会議会長 亀井 時子

目 次

第1部会 男女共同参画社会の形成に向けた男女共同参画センターの役割について	
Ⅰ 男女共同参画センターの役割について～基本的な考え方	1
1 センターの歩みと現状	
2 これからのセンターの役割	
Ⅱ 施設の活性化	3
1 男女共同参画の施策の周知・広報	
2 センターの施設・設備	
3 登録団体	
4 センターの名称	
5 センターの運営	
Ⅲ センターの機能はどうあるべきか	8
1 相談事業	
2 学習研修	
3 イベント	
資料	11
第2部会 「品川区におけるワーク・ライフ・バランス」の進捗状況確認のための指標について	
Ⅰ ワーク・ライフ・バランスの重要性	15
Ⅱ 品川区のワーク・ライフ・バランス実現への取り組み	15
1 これまでの取り組み	
2 今、求められる取り組み	
Ⅲ ワーク・ライフ・バランス進捗状況確認のための指標の考え方	18
1 指標を持つことの意味	
2 指標について – 指標決定のプロセス –	
Ⅳ 提言 チェックシート利用による調査の提案	19
1 数量把握のための方法	
2 チェックシートを利用する理由	
3 チェックシート作成の視点	
4 チェックシートの活用のしかた	
品川区におけるワーク・ライフ・バランス意識調査	21
資料	25
品川区行動計画推進会議（第13期）委員名簿	33
諮問事項	34
品川区行動計画推進会議（第13期）報告書検討経過	35

第1部会

男女共同参画社会の形成に向けた
男女共同参画センターの役割について

I 男女共同参画センターの役割について～基本的な考え方

「男女共同参画社会の実現」に向けて、かなりの年月多くの方々が力を注ぎ諸制度も整った。その成果として、活動の場を家庭内に狭められていた女性たちも社会的に自立し活躍することが自然なこととする文化・価値観が一般的になり、またそれが実現可能な社会になりつつある。その過程において、男女共同参画センター（以下提言を除きセンターという）が担ってきた役割は大きく、地域や家庭などに裾野を拡げつつ、女性のエンパワーメントに寄与してきた。ただ、世代の交代も相まって、センターの存在について区民の視線が集まりにくくなっている現状があることも事実である。

今、さらなるエンパワーメントを促し、より一層の男女共同参画を推進していくため、センターにはどのような役割・あり方が求められているであろうか。その課題を検討してみる。

1 センターの歩みと現状

1979（昭和54）年に品川区婦人問題会議、1981（昭和56）年に品川区行動計画推進会議が設置され、その第2期の「婦人会館建設についての要望書」の提出により、1989（平成元）年に「品川区婦人センター」が設立され、その後、1992（平成4）年「品川区女性センター」、2001（平成13）年「男女共同参画センター」と改称を重ねてきたが、改称につれて、新たな目的・役割を明示してこなかった。とはいえ、婦人問題、女性問題、男女共同参画社会の形成において、男女共同参画の視点のもとに、集まり、グループを形成し、その時代の社会課題に沿った意見を交わす場として、多くの区民がセンターを利用し、また、地域における課題や個人の人権を守る上において、着実にセンターはその役割を担ってきた。

しかしながら、制度は徐々に整い、意識も変わってきたが、女性の社会参画については依然として多くの課題が残されている。今センターは転換期にあり、果たすべき役割について再検討を迫られている。

明らかなのは、利用者数が下がってきていることである（資料参照）。特に子育て中の区民や若年層の利用が減少しており、その理由を探りつつ、これらの人々がセンターに足を運びやすくなるような工夫が必要である。

一因としては、1980年代に「婦人センター設置」を希求した層は高年齢化し、既にセンターが存在し、男女平等が一般用語となっていた層が成人しているという事実がある。世代が変われば、同じ問題を扱うにしても、視点や方法論が違う可能性がある。

もう一つの要因としては、諸制度が整ってきた反面、諸制度からだけでは見えにくい問題がある。現実の生活の場における課題は個別化して、全体像としてとらえにくい

め、区民の共通の問題にならない傾向がある。

この課題の根源は大きく分けて二点ある。

第一は、ワーク・ライフ・バランスの不均衡にみられる。「社会参画＝仕事」と「家庭内参画＝生活」は、どちらも個としての充足を生み、自己実現・自己成長に欠かせないものである。女性はその両方を希求しているが、男性は「家庭内参画＝生活」を強いでは望まず、「社会参画＝仕事」に偏っていることが多い。その結果として、「家庭内参画＝生活」の部分を女性が多く担わざるを得ないというアンバランスが生じている。意識に対する両者の価値の差が、男女間に不均衡を生んでいると考えられる。誰もが理念としてのワーク・ライフ・バランスは理解するが、男女の意識や価値観の違いが障害になっているのである。

第二は、「暴力」の問題である。DV や児童虐待など安全性を脅かす問題は、人権侵害であり犯罪である。暴力を是とする声を出しにくくなった一方で、被害を受けている側も未だ認識が進まず、表現できない状況もある。これらは、情緒的・心理的要素を多く含むため、外に出しにくい傾向もあり、社会的問題として共有されない側面も生じている。女性に対する暴力根絶のための取り組みは引き続ききわめて重要である。

諸制度が整ってきた反面、男女共同参画社会を目指す中で、諸制度を利用し、発展させる原動力となる意識・認識の側面は、未だ多くの問題をかかえている。以上に代表される内面的な情緒に触れる価値観は未だ変容途中であると考えられる。

2 これからのセンターの役割

基本的に、センターには次の6つの機能がある。活動拠点、学習研修、情報提供、相談、暴力被害者擁護、調査研究である。

第一は男女共同参画を推進する区民の活動拠点としての役割である。男女共同参画をめざして地域で活動している男女がミーティングを開いたり、講座や学習会を開いたりする場所を提供する役割である。

第二は学習研修の機能である。女性のエンパワーメントや男女共同参画についての学びのための講座を提供する役割である。

第三は情報提供の機能である。男女共同参画に関する図書や資料の整備、男女共同参画についての情報誌発行などの役割である。

第四は相談の機能である。生き方に悩む女性、仕事を求めている女性、DVなどの暴力の被害に苦しんでいる女性、そのような女性たちに対して、女性が信頼できる相談窓口をセンターは持たなければならない。女性を対象にした総合相談の窓口としての役割である。

第五は女性に対する暴力の被害者を守るという機能である。たんなる相談ではなく、

地域の民間団体と連携するなどして、被害女性の支援をする役割である。

第六は調査研究の機能である。男女共同参画に関する実情についての調査を実施し、それに基づいて提言をおこなう役割である。

センターは、男女共同参画を目的とした文化・価値観を醸成し、情報や人、活動のプラットフォーム（拠点）となるものである。男女両性の生き方に関わる文化を育て、地域における一人ひとりの実践を促進・支援し、その人権を守る拠点である。そのようなセンターの存在意義を広く周知していくことを強く求めたい。

価値観や文化は、日々の生活の中で実感して、時間をかけて育まれ、個人のエンパワーメントを促す動力源になり、男女共同参画の萌芽となるものである。

そのためには、あらゆる年齢の男女が興味を持って参画できるハード（施設）とソフト（機能）を、センターは備える必要がある。「来たい、来やすい」、すなわち日々の生活の延長上にある身近な存在として、使い勝手の良い施設であること、また、新しい世代に伝わりやすい周知方法・利用方法を備えていること、そして個別の問題を丁寧に扱いながら共通の課題として集約し、再び個人に戻していく循環的な考えに根ざした機能を充実することは、今後ますます必要となるだろう。

以上を踏まえ、今後のセンターのあり方を検討し、提言につなげていく。

II 施設の活性化

1 男女共同参画の施策の周知・広報

区民は、男女共同参画についても漠然としたイメージはあっても、よくわからない、また、センターが男女共同参画のための施策として具体的にどのようなことを行っているか、関心がない人も多いと考えられる。そのため、男女共同参画の理念や考え方について、できるだけ平易でわかりやすい言葉で広報するとともに、センターの情報が多様なルートで届くようにすることが必要である。

現在、WEB上の周知広報は、区のサイト内に「男女共同参画」という枠がありセンターの所在地、女性相談員による総合相談、図書・資料の閲覧・貸出、講座案内、男女共同参画関係団体登録、男女平等啓発誌「マイセルフ」、男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）、品川区行動計画推進会議および品川区配偶者暴力対策基本計画など詳細に掲載されている。

ただ現状のサイトでは、男女共同参画について「わかりやすく、興味をもってもらえる」という視点からみると改善の余地がある。品川区全体のサイトの一部なので、その

枠組みから外れることは難しいのかもしれない。

また、現状では、センターを訪れても、どのような情報があるのかわかりにくい。そこで、男女共同参画に関する情報をすべて入手できるようにセンター内の環境を整備することが求められる。

情報誌マイセルフは重要な広報ツールである。マイセルフは公募による2名の編集委員で製作し、区の出先施設などに置かれ、配布されている。しかしながら、マイセルフを一度も見たことがない、知らないという区民も多くいると予想される。そこで、マイセルフの製作や広報に多くの人が関わることで、マイセルフに積極的に興味を持つ者をさらに増やすことが望まれる。また、マイセルフの配布の機会を積極的に設け、今まで見たことがない区民にも読んでもらう取り組みが重要である。

■ 提言

- 1 男女共同参画の理念や考え方を平易でわかりやすい言葉で広報する。
 - ① WEB サイト、チラシなどで男女共同参画の理念や考え方を広報する。
 - ② 抽象的な言葉ではなく、具体例や Q&A などを盛りこみ、内容を工夫する。
 - ③ 品川区の HP 内では制約があるので独自サイトを検討する。
- 2 男女共同参画センターの施策の周知・広報を多様化するために、次のことを提案する。
 - ① 区が行うさまざまなセミナー（例えば、母親学級、父親学級など）でチラシ・マイセルフを配布する。
 - ② 区が主催するさまざまなイベントや民間の商店街イベントなど、多数の区民が集まる場所で男女共同参画の展示やチラシ・マイセルフの配布を行う。
- 3 男女共同参画センター内の広報強化のため提言する。
 - ① センター内でいつでもパソコンで男女共同参画の WEB サイトを見られるようにする。
 - ② センター内にセミナー、登録団体等のチラシなどを貼る展示スペースを設ける。
 - ③ 今月のイベント特集などのチラシを配布する。
- 4 情報誌マイセルフを活性化するために製作に関して提言する。
 - ① 品川区内の大学の学生を特別編集委員として、特別号を製作する。
 - ② 取材記事（区内で働く者へのインタビューなど）を増やす。

2 センターの施設・設備

センターには閲覧室と資料コーナーがあるが、利用者が少ない（資料参照）のが現状である。また、閲覧室、資料コーナーにある書籍や資料は、区の図書館の蔵書検索ネッ

トワークに登録されていないため、どのような蔵書があるか、区民が知る事ができず、十分活用されていない。利用者の視点に立った、閲覧室・資料コーナーのスペースや蔵書の有効活用が求められる。

センターの会議室は1室しかないため、会議室が予約できないこともある。さらに現在の会議室はテーブルが固定されているので使用が制限され、また閲覧室・資料コーナーと会議室が分断されているため、使いにくい。

センターの会議室にはパソコンがなく、インターネット接続の設備もないため、即座に情報収集することが難しい。利用者の視点に立って、利便性を向上させることが求められる。

区のホームページには施設予約システムがあるが、センターは入っておらず、インターネットで空室確認や予約が行えない不便がある。利用者の利便性の向上のため、およびセンターの存在を多くの区民に知ってもらうために、区の予約システムを利用するか、独自にネットの予約システムを導入することが望ましい。

なお、会議室は現在登録団体のみが利用できる。しかし、夜間に利用する登録団体は少ないのが現状であり（資料参照）、会議室を有効活用し、センターの存在や男女共同参画の取り組みを周知するため、夜間は登録団体以外も利用できるように求める。

■ 提言

- 1 男女共同参画センターの施設を利用者が使いやすいように整備する。
 - ①事務室、交流室、会議室をつなげるレイアウトに変更する。
 - ②利用が少ない閲覧室や資料コーナーを会議室へ変更し、子ども連れも利用しやすいようにその一部を畳敷きにする。
 - ③会議室にパソコンおよびインターネット回線を配備する。
- 2 インターネットの予約システムで会議室の予約や空室確認できるようにする。
- 3 会議室は、夜間は登録団体以外も利用できるようにする。
- 4 男女共同参画関係の図書を区民が利用しやすいように整備する。
 - ①区の図書館のいずれかに男女共同参画関係のコーナーを作り、そこに男女共同参画センターの閲覧室の蔵書を移管する。
 - ②区の蔵書検索ネットワークにそれらの蔵書を登録して、区民が男女共同参画関係の図書を利用しやすいようにする。
 - ③男女共同参画センターは、図書館の男女共同参画関係のコーナーの図書の充実を図る。
- 5 男女共同参画関係の資料は今後も区民が利用できるように整備する。
 - ①男女共同参画関係の資料は今後もセンターに置き、資料の一層の充実を図る。

- ②資料の置き場所は、交流室やロビーなど目に付きやすい場所とし、区民が利用しやすいようにする。

3 登録団体

センターでは、男女共同参画関係団体の活動の推進を図るため、登録制度を設けている。必要な要件に適合し審査を受けて登録された団体は、指定の施設の利用料が無料または減額となり、優先申し込みが可能とされている。

登録団体数は45団体あるが（2010年度、資料参照）、登録団体の活動がセンターの活性化に結びついていないのが現状である。

これは、団体構成員の高齢化や、施設の形状の問題から活動が制限されることなどが要因と考えられる。また、登録団体の基礎情報や活動についても、具体的にどのような活動をしているのか、外部からはわからない。そのため、一般区民にとっても登録団体にとっても、この登録制度は「施設が無料（または減額）で利用できる」という認識にとどまっていると思われる。

しかし、男女共同参画社会の推進をめざし、その中心拠点として、センターがより活性化していくためには、登録団体の存在は大きな意味を有している。男女共同参画の理念は、様々な世代やくらしのステージに関わることであり、そのすべてに向けて、センターの主催事業や発信だけでまかなうのは、容易ではない。しかし、登録団体が男女共同参画に加わることによって、新たな視点が得られたり、より幅広い層への啓蒙につながるなど、さまざまな可能性が考えられる。

センターに今後求められるのは、登録制度の意義を見直し、登録団体を「支援する」だけでなく、センターとともに歩み「協働する」視点を持つことである。センターと登録団体がともに「よきパートナー」として、より豊かな関係を築いていくことによって、センターの事業をさらに有機的に機能させていくことができると考えられる。

■ 提言

- 1 男女共同参画センターは、登録制度を見直し、登録に際して、その目的・意義を明確に提示する。
- 2 男女共同参画センターは、登録団体の名称や活動内容の情報を公開し、一般区民に開かれたものにする。（ただし、情報公開することが好ましくない場合は例外と考える。）
- 3 男女共同参画センターは、登録団体との協働事業制度や助成制度などを設け、登録団体が主体的に活動することを支援する。
- 4 男女共同参画センターは、新たなグループ（団体）形成を支援する。

4 センターの名称

「品川区男女共同参画センター」という名称は、「男女共同参画」の言葉自体が、非常に理解しづらく、どうしても区民の無関心につながっている。

そこで、センターを身近な存在とするために、「品川区男女共同参画センター ○○○○○」のような通称を設ける。実際、他の自治体でも男女共同参画への取り組みを行う施設に通称をつけているのが見受けられる。

方法としては、「区報」「ホームページ」「マイセルフ」等により公募を行うことによって、センターの存在をより多くの区民に知ってもらう機会とする。「いつでも、誰でもお越し下さい」というイメージにつながる通称名とする工夫が必要である。

■ 提言

- 1 男女共同参画センターに通称名をつけること

5 センターの運営

今後、センターの目的・役割を充実化するためには、専門性や新たな視点、取り組みが必要となってくると考えられる。現在、センターの運営は区が行っているが、枠にとられない幅広い視野で多様な体制を検討したい。他の自治体でも散見される「指定管理者制度」による民営の方向もその一案である。

■ 提言

- 1 今後の男女共同参画センターの運営に関して、多様な体制を検討する。

Ⅲ センターの機能はどうあるべきか

1 相談事業

「生き方に悩む女性」「仕事を求めている女性」「DVなどの暴力の被害に苦しんでいる女性」等、そのような女性たち（時に男性を含む）に対して、相談者が心から信頼できる相談窓口を持たなければならない。すなわち、女性を対象とした総合相談窓口としての役割である。

現在、弁護士による法律相談、カウンセラーによる心理相談、およびDV専門相談の3種類がある。

相談件数は近年やや減少傾向（資料参照）にある。それには、相談を必要としている区民に適切に情報が行きわたっていないこと、個人がかかえている問題がセンターの相談事業にマッチしているかが分からないなどの理由があげられる。

情報に関しては「Ⅱ－1男女共同参画の施策の周知・広報」にあるような、広報・周知の適正化が求められる。また品川区より、2年に1度、20歳以上の女性全員に送付される、子宮がん検診の受診券に添えて、DVについての冊子や資料、DV被害者の相談先を表記したカード（しおり）などを同封することで、DV被害に対する「気づき」につなげることも可能である。

実際にDV、離婚、いじめなどの具体的な相談の前に、どこに相談したらよいか明確になる可能性もあり、気軽にセンターへ足を運ぶ人が増えると考えられる。

具体的には、「嫁姑問題」「子どもの日頃の言動」「夫婦間のやりとり」などの微妙な問題を、よき理解者として傾聴するようなカウンセラーに聞いてもらうことも一つの案である。このことが、適切な相談員につながることも期待できる。事前にある程度の情報を把握できれば、相談者が、しかるべき対応をすることもできる。

このような相談事業内容の拡充と共に、区民が相談しやすい日時の確保も重要である。日中および夜間の相談受付・相談時間を増やすことにより、仕事を持つ区民でも相談がしやすくなるのである。

一方、区の相談事業の体制は、平日10時から16時に行われている「区民相談」を筆頭に、「法律相談」「家庭相談」など、多岐にわたっている。しかし、知り合いの職員や知人に会おうと不安で躊躇することもあり得る。そこで、「問い合わせのためのメールアドレス」を設定したり、民間団体、東京都や法テラスなどの情報提供業務と連携したりすることにより、情報提供の拡充が望まれる。

■ 提言

- 1 相談内容のメニューを増やす。

- ①弁護士やカウンセラーの他、離婚カウンセラー等の各種カウンセラー、元教員等、人生の先輩へ相談できる機会を設ける。
- 2 情報提供の問い合わせは、メールによる受付・回答を行うことを検討する。
- 3 民間団体、東京都、法テラスとの連携により、単なる相談に終止するのではなく、DV 被害者への情報提供および支援体制を拡充する。

2 学習研修

講座やセミナーを通して、参加者が広い意味での「男女共同参画」の問題点を認識しうるような内容が必要である。受講により改善が必要だと感じ、実際の行動につながるようなものが望ましい。

その内容の具体例としては、子どもへの言葉かけの方法、虐待やDVの具体的な対応などである。様々なライフステージの諸問題に対応できるよう考慮し、育児中の女性が積極的に社会参加できる環境の整備は、センターの役割のひとつである。

また、企画・運営を区民から募り、センターと区民が協働形式で行うことで、区民に密着した多くの問題を取り上げることができると同時に、そこで学んだことを地域や日常に還元しやすい状況を作ることができる。

目標としては、講座の受講者の中から、区の審議会の委員やNPO活動の起業者が自然発生的に現れることである。

一方、現在、人権啓発事業として区内の高等学校に対して行っている、デートDVに関する広報や講演が、その後の相談や学園祭等での取り組みにつながり、それが更に若者世代の「気づき」につながることを望まれる。

■ 提言

- 1 男女共同参画の趣旨に沿って、参加者の認識が促され、地域・日常に還元できる講座を開催する。
 - ①ロールプレイやグループディスカッションなど受講者参加型の講座
 - ②コミュニケーションを深めるためのアサーティブトレーニングなど自己表現講座
 - ③ボランティア参加を促すための点字や手話講座など
 - ④社会参加のためのキャリアデザインや自己プレゼンテーション講座など
- 2 区民と協働形式で講座を企画・運営する。
 - ①講座・セミナーの企画・提案を募り、選ばれたグループや団体が運営し、その費用（実費＋交通費＋ a ）を区が負担する。（区との協働開催）
 - ②区内の大学の学生に参加を呼びかける。（特に男女共同参画について関連するゼミに所属している学生等）

3 イベント

多くの区民にセンターの場所や意義などを知ってもらうきっかけとして、年に1回、「男と女の共同参画社会」などの標語を決め、登録団体や、男女共同参画に関係する団体に協力を依頼して、センター祭り（仮称）を行う。このようなイベントに参加することを、団体の登録・利用条件にし、男女共同参画に関係の薄い登録団体でも、イベントへの参加を呼びかけることにより、センターとの協働関係が可能となる。その際、男女共同参画につながる絵本、物語・小説や随筆、絵や写真等を広く公募して、展示を行うことにより、区民の理解・周知が高まる。男女共同参画を背景にしたテーマを設定して公募を行い、区民が男女共同参画に興味を持つように支援する。

■ 提言

- 1 男女共同参画センターは、男女共同参画の趣旨を背景にしたイベントを行い、公募による区民が企画・実施する。

資料

男女共同参画センターの利用状況

◆男女共同参画会議室

年度	開館日	午前	利用率	午後	利用率	夜間	利用率	計	利用率
17	343	170	49.6	240	70.0	119	34.7	529	51.4
18	343	189	55.1	224	65.3	142	41.4	555	53.9
19	345	169	49.0	206	59.7	172	49.9	547	52.9
20	329	153	46.5	193	58.7	165	50.2	511	51.8
21	344	181	52.6	205	59.6	140	40.7	526	51.0
22	344	167	48.5	192	55.8	104	30.2	463	44.9

◆総合相談件数

年度	開館日	面接相談								電話 相談	合計
		法律	利用率	カウンセラー	利用率	計	利用率	夜間	利用率		
17	343	184	86.0	21	58.3	205	85.4	54	90.0	188	393
18	343	169	82.4	33	91.7	202	83.8	48	80.0	228	430
19	345	159	77.6	26	72.2	185	76.8	46	76.7	170	355
20	329	184	89.8	23	63.9	207	85.9	47	78.3	222	429
21	344	163	79.5	24	66.7	187	77.6	47	78.3	187	374
22	344	127	59.3	24	66.7	151	60.4	36	60.0	155	306

◆閲覧室・資料コーナー、登録団体数

年度	開館日	閲覧室・資料コーナー		登録 団体数
		登録者数	貸出冊数	
17	343	30	121	93
18	343	33	129	69
19	345	26	49	69
20	329	18	40	55
21	344	9	28	53
22	344	7	15	45

第2部会

「品川区におけるワーク・ライフ・バランス」
の進捗状況確認のための指標について

I ワーク・ライフ・バランスの重要性

働き方や家族のあり方に変化が生じ、人々の生活も価値観も多様化してきている現在、男性にとっても女性にとってもワーク・ライフ・バランスの重要性が認識されてきている。しかし内閣府「男女共同参画に関する世論調査」—2009（平成 21）年 10 月—「仕事と生活の調和に関する希望と現実」によると、生活の中での優先度についての質問のうち「希望」では、「仕事と家庭」どちらも優先したいとしながら（図表 1）、「現実」には女性は「家庭生活」、男性では「仕事」が優先されており（図表 2）、「希望」のバランスとはかけ離れていることがわかる。

本来、個人の理想とする「ワーク」と「ライフ」のバランスは伝統的な価値観や社会慣行により犠牲や負担を強いられることなく主体的な選択が尊重されるべきである。より「現実」から「希望」のバランスに近づけるには、まわりの環境を形づくっている家族・企業・地域の理解が必要となる。

そのためにはお互いに多様化していく生き方を理解し、尊重し合えるような実質を伴う男女共同参画社会を構築していくことが重要な要素になっている。多くの人々がワーク・ライフ・バランスの視点を持ち、バランスの実現に取り組むことは、一人ひとりの生き方の幅を広げ、質を高めていくことが期待されるだけでなく、男女が個人として尊重し合える社会をつくり、活力ある社会にもつながると考える。

II 品川区のワーク・ライフ・バランス実現への取り組み

1 これまでの取り組み

政府は 2007（平成 19）年「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。企業や働く者・国民・国や地方公共団体がそれぞれの役割を生かしてワーク・ライフ・バランスを推進し、実現に向けて取り組むことが求められた。

「第 12 期品川区行動計画推進会議報告書」— 2009（平成 21）年 3 月—では、1) 区民として 2) 家庭 3) 地域 4) 企業 5) 行政の 5 分野でワーク・ライフ・バランスへの取り組みの方向が提言された。同報告書は長期的な経済低迷や産業構造の変化による仕事と生活の不均衡、男女の生き方の多様化に伴う役割の不均衡が生じていることから、今、行政には、時代の変化に伴う実情に即したワーク・ライフ・バランスへの取り組みが求められていることを指摘している。

これを受けて 2009（平成 21）年 12 月、品川区は第 4 次行動計画として「区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、能力と個性を發揮できる男女共同参

画社会の実現」を基本理念として定め、重点的に取り組む施策の一つとして「仕事と生活の調和した社会をめざす取組み」を行っていくこととした。

区は、個人・家庭へ取り組みとしての家事・育児・介護への男性の参加への啓発等男女共同参画の推進支援を行い、地域との協働という体制作りを強化し、子育て介護を含む支援事業を展開している。

また、企業（事業者を含む）へは、2009（平成 21）年、特に区内に多い中小企業を中心にワーク・ライフ・バランスの理解と主体的な取り組みの推進実績の調査を実施した。2007（平成 19）年度からは啓発のためのセミナーの開催やコンサルティング事業も展開されている。少子高齢化に伴う労働人口の減少は企業にとっても大きな影響を与え、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みは人材確保の面から企業の成長にとって不可欠である。また、長時間労働はワーク・ライフ・バランスの実現を阻む要因のひとつにもなっており、業務の見直しや多様で柔軟な働き方の可能性など、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けての事業者の理解を広めているところである。

2 今、求められる取り組み

ワーク・ライフ・バランス推進にむけての働きかけや事業が実施される一方で、区民レベルでのワーク・ライフ・バランスに対する意識調査や実態把握のための調査は未だ実施されていない。前述の報告書では「区民一人ひとりへのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」の一つの方法として「アンケートの実施」を提言しているが、これも未だ実施されていない。

区民の日常の家庭生活の中で求められるワーク・ライフ・バランスの取り組みはどうかあるとよいのか。個々の家庭内で分担せざるを得ないことが多い育児と介護の観点から取り組みを考えてみたい。

仕事と育児

品川区が2008(平成 20)年に実施した「品川区人権に関わる意識調査報告書」によると、育児や高齢者・病人の世話を女性が担うことへの意識を問う質問では、「男性も女性に協力すべきだ」と考える人が51.0%と半数を超えている（**図表3**）。しかし、実際の家庭内における役割分担を問う質問では「妻の分担」という回答数が13項目中11項目で「夫婦で分担」「夫が分担」よりも上回っている（**図表4**）。つまり、「頭では分かっているけれど」実際の家庭生活においてワーク・ライフ・バランスを意識して実践することが困難な状況であることを示している。この現実には、家事・育児を家庭内あるいは社会で分担しようという周囲の理解や積極的な行動が、女性が望むほど十分に得られていないということでもある。特に働く女性にとって仕事と育児を両立しながら希望する形で

家族と過ごす時間や自分の時間を確保できていないことが、大きな課題であると推測できる。

かねてより保育園の待機児童対策の拡充、専業主婦のための一時保育など、子育て・育児を支援する施策がとられてきているが、まだまだ当事者に寄り添った十分な必要数が整っているとは言いがたい。企業や事業体で働く男性の育児休業制度の利用は急ピッチで促進されるべきである。

仕事と介護

介護を社会全体で支えるという目的で、介護保険制度ができた。その後10年が経過したが、介護のために離職する人の数は多く、いずれ結婚退職を超えるだろうと思われる。また、最近の介護者は4人に1人が男性で、日本全体で年間、数万人が介護のために離職している。独身で、親と同居の子どもは介護が始まると、性別に関係なく仕事、介護、家事を一身に引き受けることになりやすい。そして、仕事と介護の両立が困難なため、不本意ながら仕事を辞め介護に専念せざるを得ない。そして、彼らが予定の立たない介護を終えたとき、親の年金収入は失せ、自分の再就職もむずかしく収入の道が断たれる。働く介護者を支援する介護休業法や休暇制度はあるものの、実情に適っていなかったり、利用がはばかれる雰囲気もあったりするので有効に活用されていない。

現在は非正規雇用の若者の増加が著しい。そのため、雇用は不安定で収入も低く、共働きでなければ家庭の経済が成立しない。そのような状況で、「仕事」、「子育て」、「介護」を同時に行っている家庭もある。今や、仕事と生活の両立を希求するのは自己実現派だけではなく、経済的に共働きをせざるを得ない層も同様である。また、社会の価値観は急速に多様化しており、「仕事と介護」、あるいは「仕事と子育て」といった単純な選択肢だけでは、個人が満足する人生設計はできない。これからはライフステージや価値観など個人の状況に合わせた、柔軟で多様な働き方を支援し保障することが期待される。そうなれば、老若男女がさまざまな場面で能力を発揮できるようになるであろう。

私たちをとりまく環境が時代とともに変化する中、理想のバランス実現のために、今まで整備されてきた法制度や施策では支援しきれていない部分があると考えられる。その要因を見極められる方策を用いて推進の成果を確認していかなければならない。

一人ひとりが考えるワーク・ライフ・バランスは多種多様で人生のステージによっても変化するものである。そのことを前提として理解した上で、性別、年齢、有職/無職などの条件にかかわらず、広く区民全般のワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発と、区民の理想のワーク・ライフ・バランス実現を阻む原因を知ることが必要である。

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス進捗状況確認のための指標の考え方

1 指標を持つことの目的

ワーク・ライフ・バランスの進捗確認のための指標とは、品川区が定めた「仕事と生活の調和の実現」課題解決の方向性と取り組みにある、1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する意識の啓発 2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 3 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進 4 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進の4つの視点から、品川区全体のワーク・ライフ・バランスの進捗状況および社会環境の状況を数量的に示し、評価するものである。

品川区全体でみたワーク・ライフ・バランスの進捗状況および社会環境の状況について数量的に測り、分析・評価することにより、①ワーク・ライフ・バランス社会の実現を阻む要因を見出し、②品川区が取り組むべき政策、および政策の優先度を決定する一助となり、同時に③区民生活の全般的、横断的状况を確認することを目的とする。これをもって計画的で実効性が高い施策の展開を図る。また、ワーク・ライフ・バランス社会の考え方やその現状を区民一般に広く普及させるためにも利用する。

2 指標について - 指標決定のプロセス -

人生にはさまざまな段階があり、ワーク・ライフ・バランスはいつか達成するのでなく、いつも流動的であるため、区民のワーク・ライフ・バランスがどう進捗しているかを測ることは個人レベルでは難しい。そこで人生のポイントでの満足度をはかり、その推移を観察することとする。また、区民を取り巻く環境はさまざまである。指標は数年に1度の調査を実施し、同じ指標を示すことにより、区民がどの分野に満足を感じているか、不満を感じているのかを、時代の変化とともに測定できるものとする。

指標ひとつひとつをものさしとして当てることによって客観的・数量的に満足度が測れるのではないかと考える。満足度が高まることによってワーク・ライフ・バランス実現を妨げる要因が減ったと捉えることができる。

「品川区人権に関わる意識調査報告書」—2009（平成21）年1月—によると「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて必要な取り組みについて」は「保育・介護サービスが向上すること」が44.7%で一番多かった（図表5）。育児・介護への支援の要望が多いという区民の実情を踏まえ生活全般から関心の高い分野の指標を作成した。

長期的な視点で自ら人生設計を考えると、どのライフステージにあっても有効な支援策があり、品川区に住み続けたいと思えるようになることが理想である。さまざまなライフステージを考慮した施策は、一部所で提案できることではなく総合的に取り組むことが重要だが、その方向性を示すことに役立つと考える。

IV 提 言

チェックシート利用による調査の提案

品川区におけるワーク・ライフ・バランスの進捗確認のための指標としてチェックシートの利用を提案する。

1 数量把握のための方法

チェックシート利用によるアンケート調査とする。(21 ページ「品川区におけるワーク・ライフ・バランス意識調査」)

2 チェックシートを利用する理由

一定の母数を調査することにより、量的データを集めることができるとともに、適切な内容と設問数により、長期にわたる有意な推移を把握することができる。

また、アンケート方式のチェックシートが多くの区民の目に触れることにより、より多くの区民が自分自身の生活や人生を見直すきっかけとなる。

チェックシートによる調査は一般的になじみがあるので回答しやすく、区民一人ひとりがセルフチェックすることにより、ワーク・ライフ・バランスの視点に気づき、その実現への意識が向上し、行動につながることを期待できる。

チェックシートは一般区民にわかりやすい言葉を使い、設問数と内容を厳選することは言うまでもない。

3 チェックシート作成の視点

内閣府が示している「ワーク・ライフ・バランスの実現指標の5分野」(I 仕事・働き方 II 家庭生活 III 地域・社会活動 IV 学習や趣味・娯楽 V 健康・休養)それぞれをカバーするチェック項目を設定している。これは国全体の推移との比較を容易にするためである。(設問は同じではない。)

また品川区のワーク・ライフ・バランス実現のための4つの方向性と取り組み(1 ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発 2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 3 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進 4 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進)と整合性がとれるものとした。

設問に「総合満足度」として「品川区に住み続けたいと思う」を設定し、各設問との相関関係を調べ、いまだ達成度が低い項目の改善に重点をおくことにより、品川のワーク・ライフ・バランス社会の早期実現を目指せるようにした。

4 チェックシートの活用のしかた

継続して調査を行うことによりワーク・ライフ・バランスの進捗状況を確認しながら変化する社会の中で今求められていることは何かを把握する。その改善の実施のためには、区民・企業・地域・行政という品川区全体の資源を生かすことが重要である。各分野への拡大によって「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発にもなり、さらに課題解決への取り組みも期待できる。

なお、チェックシート利用によるアンケート調査は、IT/ネットワークの普及により紙媒体だけでなく、多様な電子媒体を使って多くの区民の声を集めることを推奨する。

意識調査

品川区における ワーク・ライフ・バランス

ご本人におたずねします

F1. あなたの年代をお選びください。(ひとつ〇印)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 24歳以下 | 6. 45～49歳 |
| 2. 25～29歳 | 7. 50～54歳 |
| 3. 30～34歳 | 8. 55～59歳 |
| 4. 35～39歳 | 9. 60～69歳 |
| 5. 40～44歳 | 10. 70歳以上 |

F2. あなたの性別をお選びください。(ひとつ〇印)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

F3. 配偶者はいらっしゃいますか。(ひとつ〇印)

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

F4. 同居されている家族は何人ですか。(整数でお答え下さい)

ご自身を含めて… 人

F5. 同居されているお子様を全てお選びください。(あてはまるもの全てに〇印)

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1. 2歳以下の乳児 | 5. 高校生 |
| 2. 3歳～小学生前の幼児 | 6. 大学・専門・短大・予備校生 |
| 3. 小学生 | 7. 社会人（アルバイト・家事手伝い含） |
| 4. 中学生 | 8. 同居している子供はいない |

F6. 同居者に介護を要する方はいらっしゃいますか。(ひとつ〇印)

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

F7. あなたの職業をお聞かせください。(ひとつ〇印)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 経営者・役員 | 7. 家事手伝い |
| 2. 正社員（公務員含む） | 8. 専業主婦（主夫） |
| 3. 契約社員 | 9. 学生 |
| 4. 派遣社員 | 10. 無職 |
| 5. 自営業 | 11. その他 |
| 6. パート・アルバイト | |

↓
〈F7で1から6をお選びになった方におうかがいします〉

F8. あなたの主な勤務地はどちらですか。(ひとつ〇印)

- | | |
|---------|---------|
| 1. 品川区内 | 2. 品川区外 |
|---------|---------|

すべての方におうかがいします。

Q1. 以下の項目について、もっとも近いものをお選び下さい。(それぞれ横にひとつずつ○印)

	そう思う	まあ そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない
1. 品川区に住み続けたいと思う	1	2	3	4
2. 品川区は仕事と子育てや介護が両立できる環境が整っていると思う	1	2	3	4

Q2. 以下の項目について、もっとも近いものをお選び下さい。(それぞれ横にひとつずつ○印)

	そう思う	まあ そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない
1. 仕事も家庭も大切であるという意識がある	1	2	3	4
2. 心身ともに健康的な生活のための時間を確保できている	1	2	3	4
3. 多様な働き方、生き方が認められている社会でできていると思う	1	2	3	4
4. 趣味・自己啓発・学習のための時間をとれる	1	2	3	4
5. 地域・社会活動などに参加している	1	2	3	4

Q3. 以下の項目について、もっとも近いものをお選び下さい。(それぞれ横にひとつずつ○印)

	そう思う	まあ そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	あてはま らない
1. 子育てについて総合的に相談できる窓口がある	1	2	3	4	5
2. 子育てに関して、支援制度の充実により、経済的負担が軽減されたと感じている	1	2	3	4	5
3. 子育てに関して、支援制度の充実により、精神的・肉体的負担が軽減されたと感じている	1	2	3	4	5
4. 介護・介助に関して総合的に相談できる窓口がある	1	2	3	4	5
5. 介護に関して、支援制度の充実により、経済的負担が軽減されたと感じている	1	2	3	4	5
6. 介護に関して、支援制度の充実により、精神的・肉体的負担が軽減されたと感じている	1	2	3	4	5
7. 子育てや介護が地域全体でささげられている	1	2	3	4	5

Q4. ワークライフバランスという言葉の意味を知っていますか。(ひとつ○印)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 言葉の意味まで理解している 2. 聞いたことがある程度である 3. 知らない |
|---|

※ワーク・ライフ・バランスとは

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをさします。

現在お仕事をされている方におうかがいします。

Q5. 現在の「仕事とプライベートの比重」はどのくらいですか。合計が10になるように整数でお答え下さい。

例) 仕事 : プライベート
仕事 : プライベート

Q6. あなたが理想とする、「仕事とプライベートの比重」はどのくらいですか。合計が10になるように整数でお答え下さい。

例) 仕事 : プライベート
仕事 : プライベート

Q7. あなたは、今現在の仕事とプライベートのバランスについて満足していますか。(ひとつ〇印)

1. 満足している
2. どちらかといえば満足している
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば満足していない
5. 満足していない

Q8. 以下の項目について、もっとも近いものをお選び下さい。(それぞれ横にひとつずつ〇印)

	そう思う	まあ そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	あてはま らない
1. 現在の仕事（勤務先）に満足している	1	2	3	4	5
2. 勤務先には育児・介護などのために容易に休暇を取れる 雰囲気がある	1	2	3	4	5
3. 勤務先には労働時間短縮のしくみが整っている	1	2	3	4	5
4. 勤務先には育児・介護などで一度退職された社員・職員 を対象とした再雇用制度が整っている	1	2	3	4	5

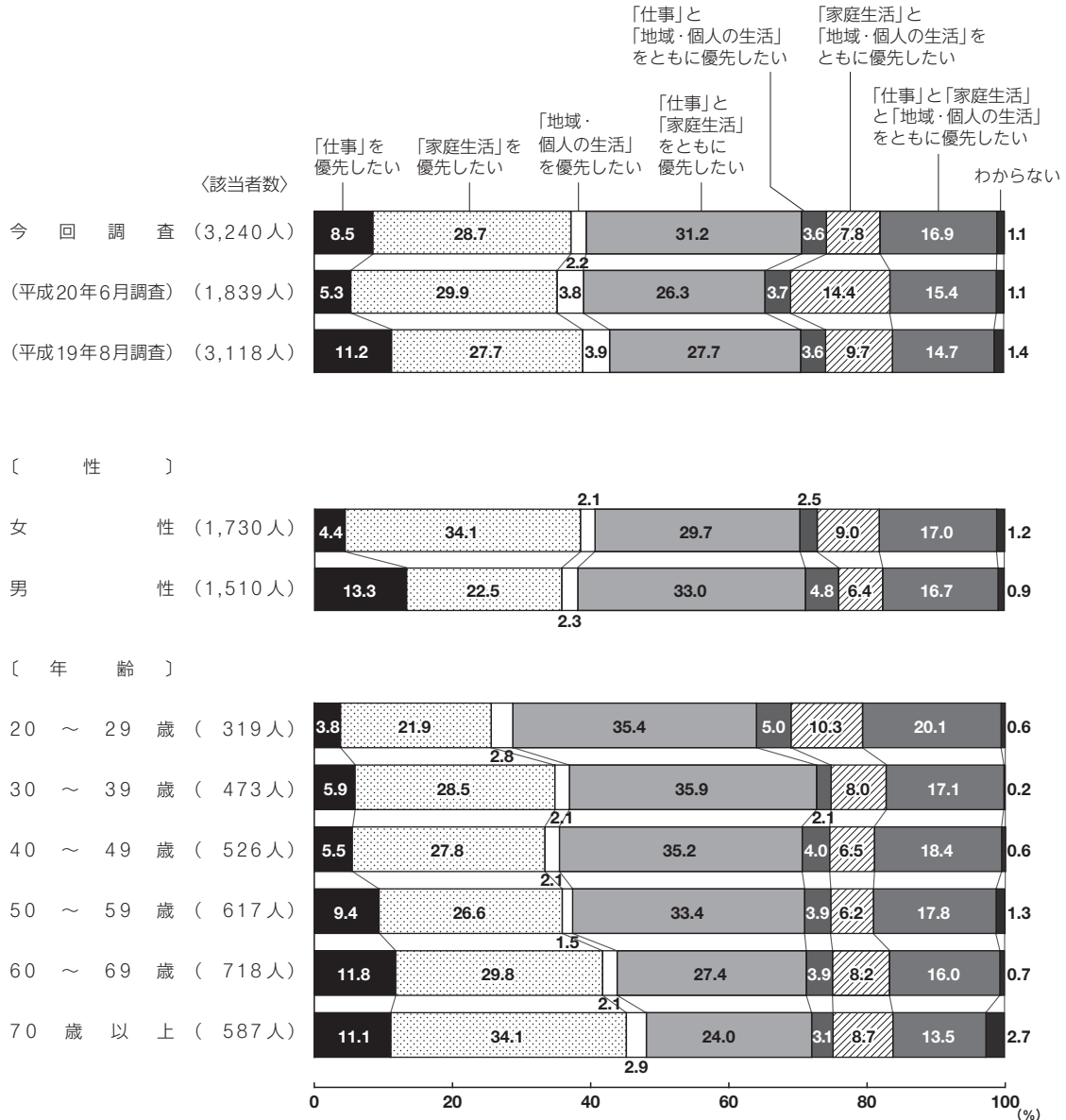
ご協力ありがとうございました。

資料

参考資料として次ページ以降に下記資料を掲載する。

- ① 内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画に関する世論調査」2009(平成21)年10月調査
- ② 「品川区人権に関わる意識調査報告書」2009(平成21)年1月発行

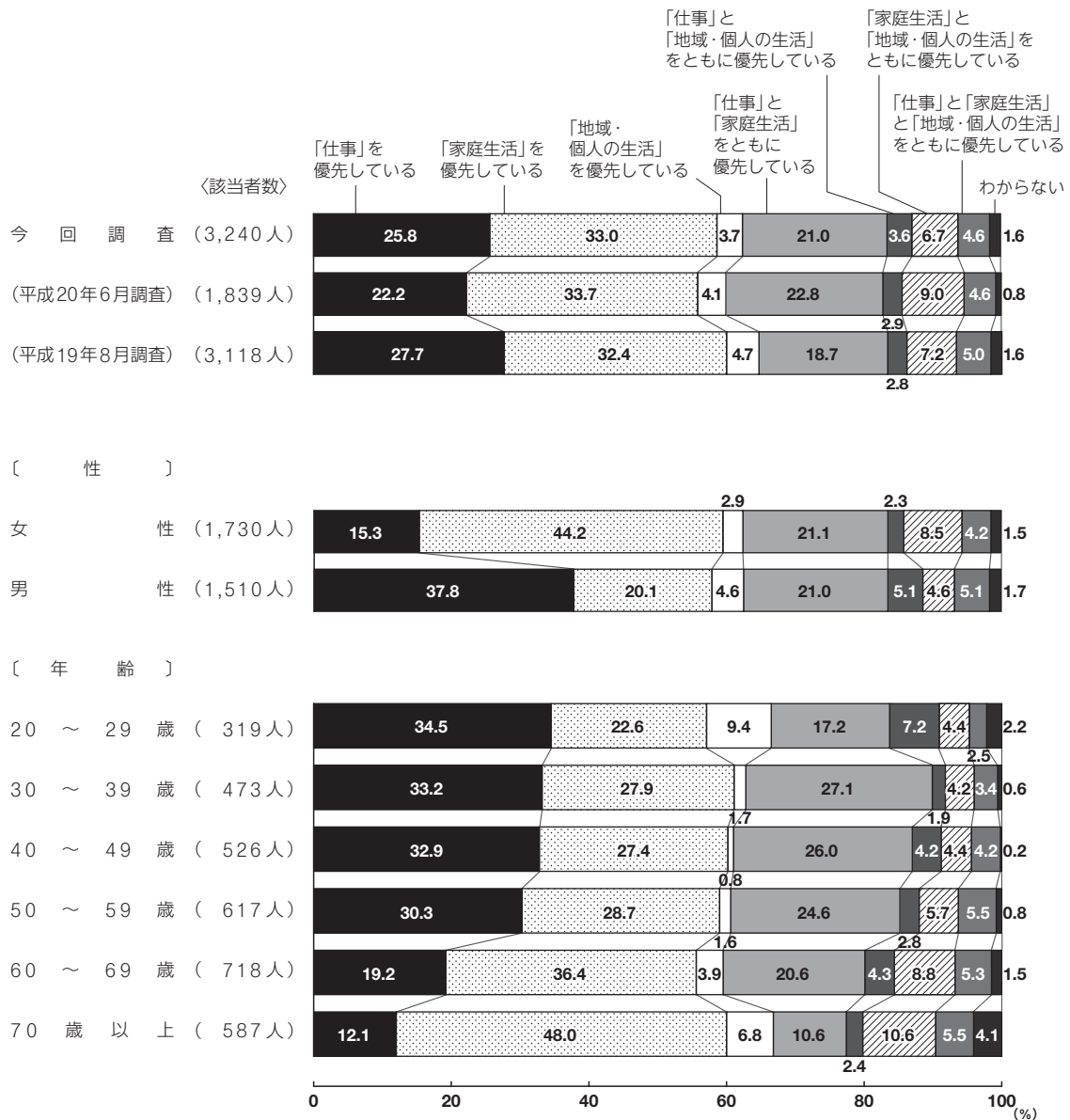
図表1 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方～希望優先度



(注) 平成20年6月調査「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する特別世論調査」は標本数が3,000人のため、直接比較していない。

【資料出所：内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画に関する世論調査」(2009(平成21)年10月調査)】

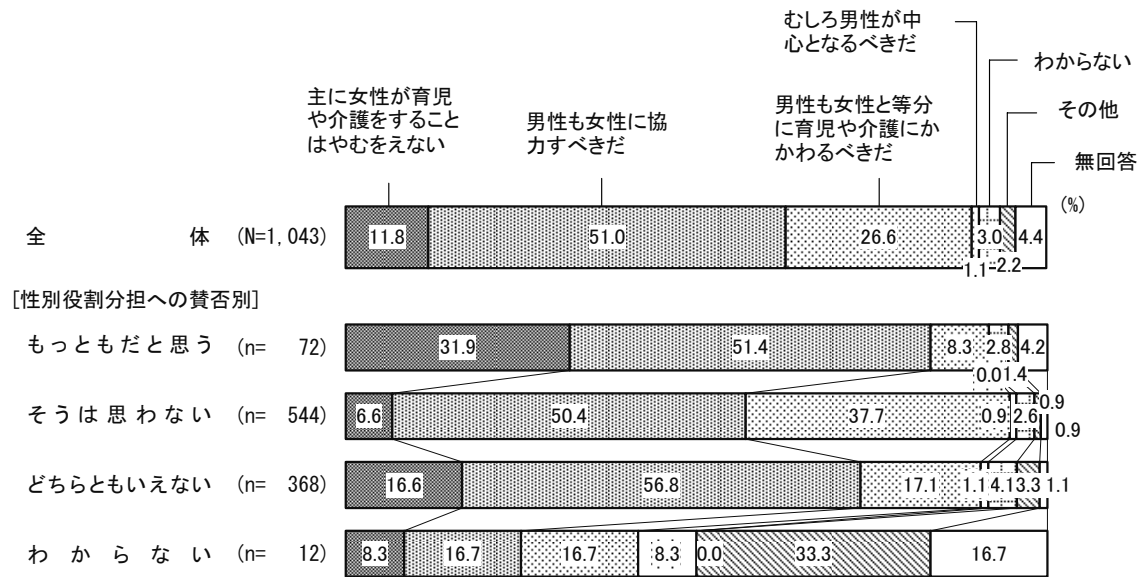
図表2 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方～現実（現状）



(注)平成20年6月調査「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する特別世論調査」は標本数が3,000人のため、直接比較していない。

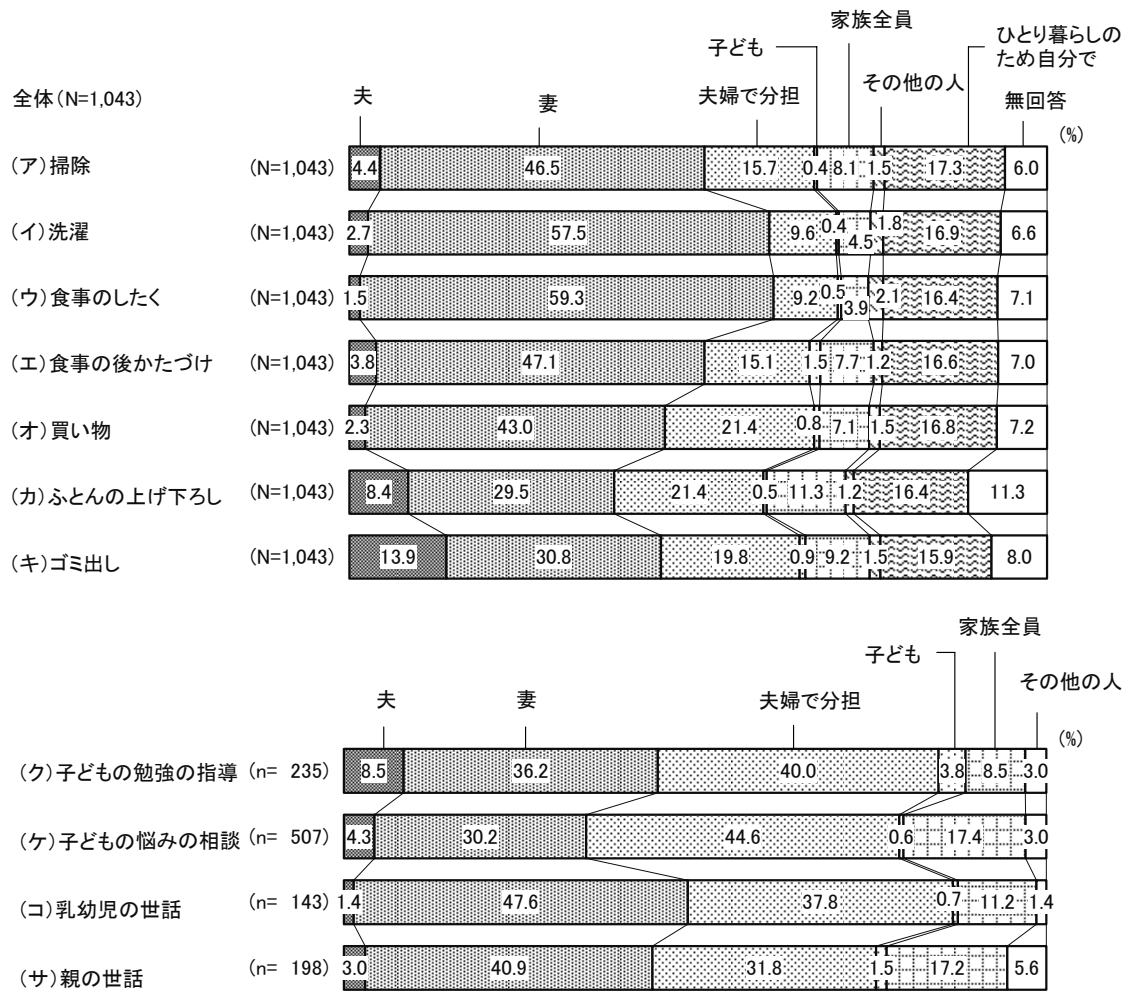
【資料出所：内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画に関する世論調査」(2009(平成21)年10月調査)】

図表3 育児や高齢者、病人の世話を女性が担うことに対する意識
(全体、性別役割分担への賛否別)



【資料出所：品川区人権に関わる意識調査報告書（2009（平成21）年1月）】

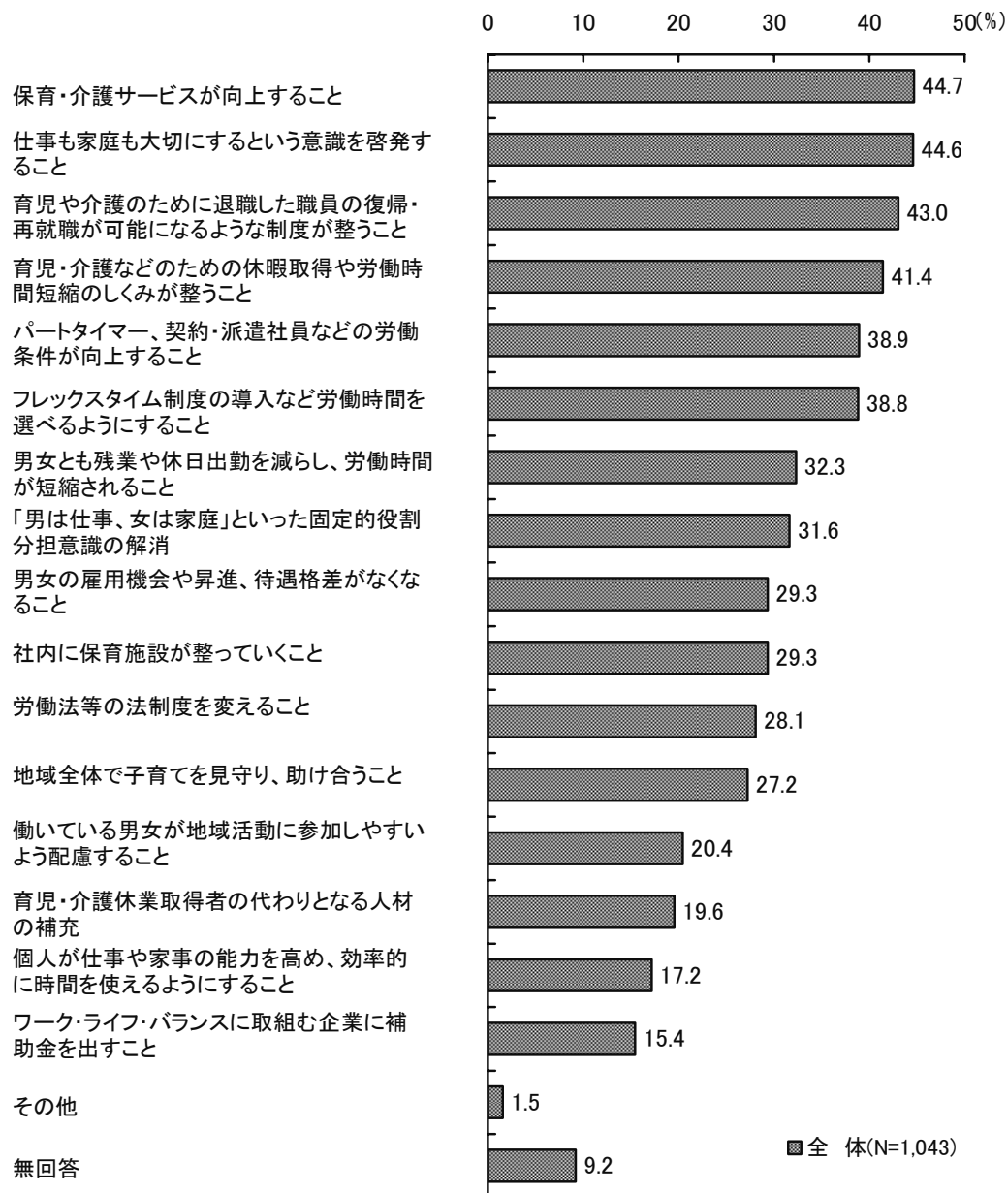
図表4 家庭内における役割分担（全体）



※(ク)～(サ)については、「ひとり暮らしのため自分で」と「無回答」を除いて集計している

【資料出所：品川区人権に関わる意識調査報告書（2009（平成21）年1月）】

図表5 ワーク・ライフ・バランス実現に向けて必要な取り組み



【資料出所：品川区人権に関わる意識調査報告書（2009（平成21）年1月）】

- ・ 品川区行動計画推進会議（第13期）委員名簿
- ・ 諮問事項
- ・ 品川区行動計画推進会議（第13期）報告書
検討経過

品川区行動計画推進会議（第13期）委員名簿

平成22年6月15日

	氏 名	所 属	部 会	備 考
学 識 経 験 者	亀井 時子	弁護士	第1部会	会 長
	斉藤 義弘	インターワイヤード株式会社 代表取締役社長	第2部会	
	鈴木 博	鈴の木こどもクリニック院長	第1部会	平成22年6月15日から 平成23年3月23日まで
	広岡 守穂	中央大学教授	第1部会	
	別府 明子	カウンセラー	第2部会	
一 般	飯沼 幹子	公募委員	第2部会長	
	市川 美知	公募委員	第2部会	
	伊藤 一三	公募委員	第2部会	
	片岡 紀子	公募委員	第1部会	
	高橋 葉子	公募委員	第1部会	
	武田 寛美	公募委員	第2部会	
	日置 律子	公募委員	第1部会	
	二方とし子	公募委員	第1部会長	

諮 問 事 項

品 総 啓 発 第 8 号
第13期品川区行動計画推進会議

品川区行動計画推進会議設置要綱に基づき、下記の事項について、貴会議の意見を求めます。

平成22年6月15日

品川区長 濱 野 健

記

1 諮問事項

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた男女共同参画センターの役割について
- (2) 「品川区におけるワーク・ライフ・バランス」の進捗状況確認のための指標について

2 報告の期限

平成24年3月

品川区行動計画推進会議（第13期）報告書 検討経過

回	開催年月日	内 容
1	平成22年 6月15日(火)	行動計画推進会議委員の委嘱式、諮問および第1回行動計画推進会議の開催
2	平成22年 9月29日(水)	今後の進め方
3	平成22年 11月2日(火)	※全体会の進め方
4	平成22年 12月15日(水)	部会決定
5	平成23年 3月23日(水)	各部会からの報告および報告書の骨子についての検討
6	平成23年 6月21日(火)	各部会からの報告および報告書原案検討
7	平成23年 9月1日(木)	各部会からの報告および報告書原案検討
8	平成23年 11月1日(火)	各部会からの報告および報告書原案検討
9	平成23年 12月5日(月)	報告書の取りまとめおよび検討
10	平成24年 3月26日(月)	報告書の提出および解嘱式

※学識経験者委員会

男女共同参画のための
第4次品川区行動計画の推進に向けて
(第13期品川区行動計画推進会議報告書)

発行：2012（平成24）年3月
品川区総務部人権啓発課
〒140-0011
品川区東大井5-18-1 きゅりあん3階
電話 5479-4104 FAX 5479-4111
e-mail danjo@city.shinagawa.tokyo.jp

※古紙を配合した紙を使用しています